

静岡県告示第218号

静岡県屋外広告物条例（昭和49年静岡県条例第16号）第6条の2第1項の規定により、平成28年静岡県告示第79号により指定した次の広告整備地区の指定は、平成29年3月31日限り廃止する。

平成29年3月24日

静岡県知事 川 勝 平 太

広告整備地区の名称

菰山反射炉周辺広告整備地区